

一般國際法と國際連合憲章

フエアドロス教授の學說の紹介

佐藤和男

國際連合憲章は現代國際法の基幹をなすものといわれている。その中には傳統國際法の最も重要な規則が包含され、國際條約としてのその規模は、不完全ではあるが過去に比を見ない普遍性を有している。しかも憲章はその規定中に國際法の新しい傾向を具體化しており、かかる點において憲章の一般國際法に對する關係は必ずしも單純なものではなく、國際法學による説明をまつ一課題となつてゐる。現代國際法學への卓越した貢獻で知られるウィーン學派のフエアドロス教授(Alfred Verdross, Dr. Jur.)は、最近この重要な問題に關して明快な分析を發表した。それは、“The Charter of the United Nations and General International Law,” University of California Press, G. A. Lipsky (ed.), *Law and Politics in the World Community*, 1953, pp. 153—161. 及び “General International Law and the United Nations Charter,” *International Affairs*, Vol. XXX, No. 3, July 1954, pp. 342—8. である。

が、一般の參照に供するためにその示唆に富む所論の概要を次に紹介する。

に紹介する。

すべての國家を拘束する一般國際法と國際連合憲章との關係は、一見したところ極めて單純なものに思われる。元來憲章は一般國際法に基づいて拘束力を有する國際條約の形式において作成されたものであり、そこでは一般國際法の繼續的効力が前提され、加盟國は國際法の主體であることが建前とされている。事實一般國際法の繼續的効力は憲章自體の中に明記されている。すなわち前文において國際連合は、正義と、條約および國際法の他の源泉から生ずる義務の尊重とを維持しうる條件を確立することを約束している。また一條一項では、國際連合は國際紛争を正義と國際法との原則に従つて解決することに同意している。これと同じ趣旨の規定が憲章と不可分の一體をなしている國際司法裁判所規程の三八條に見いだされる。

憲章は國際社會のすべての國家によつて締結され承認されたものではなく、普遍的條約とはいえない。國際連合の加盟國は六〇ヵ國であり、非加盟國は二七ヵ國である。従つて憲章は一般國際法の枠内の特別國際法を形成するものであることに疑いはなさうである。しかし一般國際法と憲章との關係は、次に述べるような理由により見かけよりもはるかに複雑である。

まず最初に、憲章は第二次大戰以前にはなお議論の餘地ありとされた一般國際法上の諸問題を解決していることが指摘され

る。

その第一は國際法の法源に關する問題である。憲章の批准以前には、常設國際司法裁判所規程三八條に規定された「法の一般原則」はすべての國家を拘束する法であるか否か、裁判所は規程に基づいてのみこれを適用しうるのではないかという問題が激しく論議された。しかしこの論争は現在では新裁判所規程三八條によって明確に解決されている。そこでは、裁判所は付託された紛争を國際法に従って決定することを職務とし (whose function is to decide in accordance with international law)、(イ)國際條約、(ロ)國際慣習、(ハ)文明國によって認められた法の一般原則、および(ニ)補助的法源としての司法的決定と學說を適用すると規定してある。「國際法に従って決定することを職務とし」なる言葉は旧規程三八條にはなかったもので、新規程の作成にあたりチリー代表の提案により挿入されたものであるが、これによって、文明國によって認められた法の一般原則は一般國際法と不可分の一體をなすものであることが明らかにされた。これと同じ結論が憲章前文三節の「條約および國際法の他の源泉」(treaties and other sources of international law)なる言葉から推定される。'treaties and other sources'なる言葉は、國際法には條約と慣習の二法源の外に第三の法源が存在することを意味するものと解される。

第二に、憲章は、條約締結權に關する憲法上の制限は國際法上重要な意味をもつか否かの問題を解決する。今世紀の最も著

名な國際法學者の一人であるアンチロッチ (Dionisio Anzilotti) は國際法そのものが國家の元首に條約締結權を付與すると主張するが、この見解によれば、條約締結權に對する憲法上の制限は、單に條約の適用に關する國內法上の制限たりうるのみである。しかし大多數の學者はアンチロッチと意見を異にし、條約締結權の行使に關して國家の元首に課せられた憲法上の制限は、國際法上においても特別の意義を有するものと主張する。この對立する見解に關して、憲章は後者の理論を支持するものとして採用されうる。すなわち憲章一一〇條は、憲章が署名國により各國の憲法上の手續に従って批准されなければならぬと規定している。これと同じ趣旨の規定が、安全保障理事會と加盟國の間の特別協定の締結に關する四三條の中にも見いだされ、ここでは特別協定は署名國により各國の憲法上の手續に従って批准されることが必要とされている。

第三に、憲章はいわゆる制限的中立 (qualified neutrality) の問題を解決する。古典的中立國際法に従えば、すべての主權國家は二國間または多數國間の戰爭に際して參戰か中立保持かを自由に選擇しうる。この場合中立を宣言すれば、國家はいずれの側の交戰國に對しても公平の態度を維持すべき義務を國際法によって課せられる。しかし第一次世界大戰を境にして中立國際法は徐々に變貌するにいたった。國際連盟規約のもとでは、連盟加盟國は、規約を無視して戰爭行為に訴えた國家に對して一切の通商上金融上の關係を斷絶することを約束してい

る。しかし規約上國際連盟によって禁止されていない他のすべての戰爭においては、加盟國も中立にとどまる權利を認められていた。また一九二八年の戰爭放棄に關する條約（不戰條約）も、その條約に違反する國家に對して一部または全部の中立義務を放棄すべきことを署名國に義務づけてはいない。しかし實際上この條約のもとでは、戰爭の勃發はもはや交戰當事國のみの關心事とされなかつたことが論證される。すなわち禁止された戰爭に訴える國家はこの條約に違反することにより、他のすべての署名國の權利を侵犯したのであり、後者は復仇として前者に對して差別措置に訴えることができよう。しかし果して不戰條約がこのように中立法を修正する權利を署名國に與えたか否かについては意見が對立していた。この疑問は憲章によって解決された。というのは、原則的に國際連合加盟國は、安全保障理事會が平和の破壊または侵略行爲の存在を決定した戰爭において、自國の意思に基づいて中立を維持する權限を與えられていないからである。加盟國は強制行動に關する安全保障理事會の決定を受諾し遂行する義務を有し、たとえ理事會がその強制行動に對する一部またはすべての加盟國の參加を非軍事的手段に限定するとしても、加盟國は憲章二條五項により、國際連合が憲章に従って執るいかなる行動に對してもあらゆる援助を與える義務を有する。また同じく二條五項により、加盟國は、國際連合が防止行動または強制行動を執っているいかなる國家に對しても援助を與えることを慎む義務を有する。従って強制

行動に參加していない加盟國も、侵略者に對して差別措置を執る權限を有している。更にまた安全保障理事會が必要票數の缺如のために、平和に對する脅威、平和の破壊または侵略行爲の存在を決定できず、従って強制行動を執ることを決定できない場合にも、加盟國は侵略者に對して差別行動に訴える權利を有する。これは、武力侵略の犠牲者に對して援助を與える權限を加盟國に付與する憲章五一條の規定に基づくものであり、集團的自衛權がその根據となる。しかし加盟國は必ずしも戰爭に參加する義務はなく、侵略者に對して非軍事的差別措置のみを執ることもできる。これは憲章が制限的中立なる新原則を確認していることを立證するものである。

2

以上の考察により明らかであるように、國際連合憲章は過去における一般國際法上の重要な疑問を解決しているが、それのみにとどまらず規定のあるものを通じて國際法變革の效果をも併せもつものである。これは、國際の平和と安全の維持における國際連合の任務の範圍が加盟國のみに限定されていないことに基づく。

憲章三五條二項によれば、國際連合の加盟國でない國もあらかじめ憲章に規定された平和的解決の義務を受諾すれば、自國が當事國であるいかなる紛争についても安全保障理事會または總會の注意を促すことができる。また三二條は、非加盟國が理

事會によって審議中の紛争の當事國である場合には、投票權なしにこの紛争に關する討議に参加するようその國を勧誘すべきことを規定している。これと同じような規定がかつて連盟規約一七條一項に見られ、これによって連盟は、加盟國と非加盟國の間または非加盟國相互の間に紛争が生じた場合に、紛争の平和的解決に關する規約の義務を受諾するように非加盟國に對して勧誘しなければならなかつた。二つの體制のいずれのものにおいても、非加盟國はかかる勧誘を受諾しまたは拒絶する自由を有する。しかし手續の面では規約の規定と憲章のそれはかなり相違している。すなわち連盟體制にあつては、加盟國は規約一七條三項に基づいて、紛争の平和的解決に關する規約の義務を受諾を拒絶し且つ加盟國を相手に戦争に訴える非加盟國に對して經濟的金融的措置を適用する義務を個別的に有していた。従つてこの規定は加盟國の間の防衛同盟條約に外ならず、それに基づく義務は加盟國にのみ課せられ、非加盟國には課せられなかつた。ところで憲章の規定は二つの點において規約と異なる。第一に、強制措置に關する決定はもはや個々の國家に委ねられていない。平和の破壊または侵略行爲の存在を確認して平和回復のために執るべき措置を決定するのは安全保障理事會の任務であり、すべての加盟國は憲章二五條によりかかる決定を履行する義務を有する。第二に、非加盟國も、國際の平和と安全の維持に必要な限り、憲章の目的に従つて行動すべきことを憲章によって間接的に義務づけられている。これは「條約は當

事國のみを拘束する」という一般原則から見ると不可能に思われる。尤も第三國に有利な條約は一般國際法上可能であり且つ有效であるから、ここで決定的なのは條約が第三國に義務を課しうるか否かの問題である。

憲章二條六項は國際連合に對して、國際の平和と安全の維持に必要な限り、非加盟國が憲章の原則に従つて行動するよう確保することを義務づけている。これは國際連合の目的がその機構内部の平和維持のみでなく國際社會全體の平和維持にあるからである。かかる目的を達成するために、憲章は國際連合の機關に對して、憲章の原則に従つて行動しない非加盟國に對して措置を執ることを義務づけている。かくして憲章は非加盟國に對して憲章の原則に従うべきことを間接的に義務づけている。

しかし二條六項が非加盟國の義務を基礎づける憲章の唯一の規定であるならば、この問題にはなお議論の餘地が残る。すなわち二條六項は國際連合の機關に紛争の調停者としての權限を與えるにすぎないと主張されうる。しかしこのような二條六項の解釋は、憲章三九條が安全保障理事會に、平和に對する脅威、平和の破壊または侵略行爲の存在を、それが加盟國によって惹起されたか否かを問わず、決定することを義務づけていることによつて排除される。その結果、たとえば朝鮮紛争において見られたように、安全保障理事會が執る強制措置の對象は加盟國のみに限定されない。朝鮮紛争の際の理事會の諸決議は非加盟國である北鮮に對して向けられたものである。このように憲章

は非加盟國に對しても、その國際關係において他國の領土保全または政治的獨立に對する武力の脅威または行使を憤むことを義務づけようと意圖している。

しかし憲章のかかる規定は、戰爭を單に防衛の手段としてのみでなく更にまた權利行使の手段として認めている點において、一般國際法と矛盾する。一九二八年の不戰條約が一般國際法の一部をなすものと考えられるとしても、この條約は「國家の政策の手段としての戰爭」を禁止するのみであつて軍事的復仇は禁止しておらず、この點において憲章との抵觸が生ずる。それ故に安全保障理事會が軍事的復仇に訴ふる非加盟國に對して措置を執ることを決定すれば、理事會は、不戰條約を含む一般國際法の枠内に嚴格にとどまれている國家に對して、不利な行動を執ることとなる。このように憲章が不戰條約を含む一般國際法の原則に反して、非加盟國にその同意を得ることなくして義務を課すならば、可能な解決の道は二つしかない。第一は、「條約は第三國を拘束しない」という原則が依然效力を有することを認めて、一般國際法に違反していない非加盟國に對する理事會の行動を違法とすることであり、第二は、「條約は第三國を拘束しない」という原則が憲章によって變革せしめられたことを承認することである。しかし憲章は一般國際法に基づいて署名國のみを拘束すべきものであるから、非加盟國に義務を課す憲章の規定は一般國際法の原則に基づくものではなく、これは法的革命(a legal revolution)すなわち従前の國際法に矛

盾する解釋を構成するものであることは明らかである。このことから、憲章國際法は單に國際連合法たるにとどまらず、國際の平和と安全の維持に關する限り、國際社會のすべての國家を拘束する世界法たらんと志向するものであることが理解されるのである。

このような憲章の解釋は、國際連合の事務執行中の損害に對する補償についての一九四九年四月一日の國際司法裁判所の勸告的意見によって確認されている。裁判所は、國際連合はその職務中に受けた損害に對する補償の回收に關し非加盟國に對して國際的請求權を有するか否かの問題に答えて、國際社會を構成する國家の大多數を代表する五〇カ國は、單にその五〇カ國によって承認されるだけのものではない客觀的な國際的人格を享有する實體を創設する權能を國際法上持つており、且つかかる實體は一般的に國際的請求權を有するとの意見を發表した。更にまた憲章の一般國際法變革の志向は、憲章一〇三條の規定によつても裏書される。一〇三條によれば、加盟國の憲章に基づく義務と他の國際協定に基づく義務が抵觸する場合に於ては、憲章に基づく義務が優先する。かくして憲章は國際社會の基本法たる性格を有している。

しかし憲章の法的最高性は、大國の善意と法の尊重を基礎とするものである。國際連合加盟國は安全保障理事會の強制措置に關連して憲章上の義務を課せられるが、理事會の五常任理事國のみは拒否權を通じてかかる義務を免れることができる。こ

のため大國が侵略行爲を行う場合には、理事會の正常な任務遂行は阻止される。このような場合には、憲章五一條に規定された個別的または集團的な自衛權の行使による侵略者の撃退のみが法的に可能である。このような事態は、國際連合總會が一九五〇年一月三日に採擇した「平和のための統合行動」(Uniting for Peace)に關する決議によつても、實質的には變えられていない。この決議は、安全保障理事會が常任理事國の全部の同意を得られぬために國際の平和と安全の維持に關するその主要責任を果しえない場合に、總會は必要ときには軍隊の使用を含む集團的措置に關して加盟國に對し適當な勸告を行う目的をもつて、平和に對する脅威、平和の破壊または侵略行爲に關する案件を審議すべきことを決定している。しかしかりに總會が、武力攻撃の發生に際して、侵略者に對する集團的措置を加盟國に勸告するとしても、これによつて總會は加盟國に何らかの新しい權利を付與するものではなく、加盟國が五一條に基づいて既に有している集團的自衛權の行使を勸告しているにすぎない。總會は、加盟國がこの權利を行使することを奨励し且つその行動を調整する以外に行いうることはない。

憲章に基づく強制行動は大國に對しては執りえないから、万一大國が侵略行爲を開始する場合には、これに對する反撃は憲章によつてではなく一般國際法によつて規制される。憲章五一條の精神によれば、個別のおよび集團的な自衛措置は、安全保障理事會が平和回復に必要な措置を執るまでの暫定的なものに

すぎない。しかし理事會の機能が麻痺している場合には、かかる自衛措置はその性格を變えるにいたる。すなわち集團的自衛かまたは在來の自助の措置が、國際社會の中心的機關による集團的安全保障體制にとつて代り、そこでは一般國際法によつてのみ制限される戦争が問題となる。かくして大國が國際關係において武力の脅威または行使を慎むべき憲章二條四項の義務に違反する場合には、國際的制裁を安全保障理事會の指揮下においている憲章七章の中心的規定は停止せしめられる。このように見るとき、一般國際法に對する憲章の優越性は、究極的には法的規則ではなくして道徳力に、特に憲章の批准により平和の受託者および後見者としての重責を負つたすべての大國の誠實に依存するものといふことができる。これにより、憲章國際法が閉鎖的法秩序とは異なり道徳的指導原則に基礎をおいたものであることが結論される。

X X X X X X X

一般國際法と憲章との關係についてケルゼン (H. Kelsen) は、國際連合の非加盟國も憲章二條六項に基づき加盟國と同一の義務を負い、憲章は一般國際法を形成して普遍的拘束力の根據となると主張する。これに對して多くの學者は、國際連合は「超國家」ではなく、憲章は一般國際法の枠内の特別國際法を形成するにすぎないと反駁する。グンスト (D. Günsel) は、

(六〇頁へつへ)